

会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成二十八年十一月十四日

提出者

長

妻

昭
長妻

衆議院議長 大島理森

殿

会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問主意書

会計検査院は、憲法第九十条に規定された機関であり、会計検査院のホームページには「会計検査院は、国会及び裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしています」とある。

憲法で規定された独立の機関として、検査対象とのなれ合いや、癒着があつてはならないのは当然である。

そこでお尋ねする。

会計検査院の検査対象への会計検査院からの再就職状況について、これまで把握できる限り何人が再就職しているか。また、そのうち、再就職先を会計検査院時代に所管していた人は何人いるか。また、検査対象の株式会社や独立行政法人へ再就職している場合については、その氏名、会計検査院での最終役職、再就職先の名称、再就職先における地位、再就職日をお示し願いたい。以上を会計検査院に照会の上、その是非について内閣の見解を問う。

これまで会計検査院の実地検査に、検査対象へ再就職した会計検査院OBが立ち会つたことはあつたのか、

過去さかのぼれるだけさかのばつて事実をお示いただき、内閣の見解を問う。

さらに府省庁から会計検査院への出向者数と、会計検査院から府省庁への出向者数をそれぞれお示し願いたい。以上の事実を踏まえて、会計検査院は内閣から独立した組織として検査対象とのなれ合いなく検査ができるのかどうか、安倍内閣の見解を問う。

右質問する。